定格推力が150kNを超える発動機であつて、その型式について最初の型式の承認等の申請の受理等が2023年１月１日以後になされたもの	214.0以下であること。	2.780×10^{15}以下であること。
（略）		
２―２　（略）		２―２　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和二年十一月五日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附属書第二の改正規定及び附属書第三の改正規定　令和三年一月一日

二　第百九十一条の二第一項の改正規定　令和三年二月二十五日

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の航空法施行規則（以下「新規則」という。）第百四十九条第一項の規定により航空機の運航の状況を記録するための装置を装備し、及び作動させなければならない航空機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により飛行記録装置、操縦室用音声記録装置又はデータリンク通信の内容を記録することができる装置を装備することが困難であると認めて国土交通大臣が告示で定めるものについては、同項の規定にかかわらず、当該航空機ごとに国土交通大臣が告示で指定する期間は、なお従前の例による。

２　前項に規定するものを除くほか、新規則第百四十九条第一項の規定により航空機の運航の状況を記録するための装置を装備し、及び作動させなければならない航空機であって、航空運送事業の用に供する飛行機以外の飛行機及び回転翼航空機であり、かつ、この省令の施行の際現に登録されているものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

（運輸安全委員会設置法施行規則の一部改正）

第三条　運輸安全委員会設置法施行規則（平成十三年国土交通省令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第二条第二項第二号の国土交通省令で定める事態）	（法第二条第二項第二号の国土交通省令で定める事態）
第一条　運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号。以下「法」という。）第二条第二項第二号の国土交通省令で定める事態は、次に掲げる事態とする。	**第一条**　運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号。以下「法」という。）第二条第二項第二号の国土交通省令で定める事態は、次に掲げる事態とする。
一　機長が航行中他の航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認めた事態その他航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百六十六条の四各号に掲げる事態（同条第七号、第十号及び第十一号に掲げる事態にあっては、航行中の航空機について発生したものに限る。）	一　機長が航行中他の航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認めた事態その他航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百六十六条の四各号に掲げる事態（同条第六号、第九号及び第十号に掲げる事態にあっては、航行中の航空機について発生したものに限る。）
二　次に掲げる事態（イ又はロに掲げる事態にあっては、航行中以外の航空機について発生したものに限る。）であって、特に異例と認められるもの	二　次に掲げる事態（イ又はロに掲げる事態にあっては、航行中以外の航空機について発生したものに限る。）であって、特に異例と認められるもの
イ　航空法施行規則第百六十六条の四第七号、第十号及び第十一号に掲げる事態	イ　航空法施行規則第百六十六条の四第六号、第九号及び第十号に掲げる事態
ロ～ニ　（略）	ロ～ニ　（略）